

## 提案内容評価要領

### 1 基本的な考え方

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり総合的に判定する。

#### (1) 提案内容の評価

「提案内容評価表」(別紙4)(以下「評価表」という。)に掲げる①～⑥の各項目について、企画提案書(任意様式)及びプレゼンテーションに基づき提案内容の評価する。

#### (2) 受託候補者の選定方法

評価表を基に、各審査者が採点した評価得点の合計得点が最も高い者を受託候補者(第一交渉権者)とする。ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。

#### (3) 評価得点合計点数が最も高い者が2以上あるとき(同点)の対応

ア 評価表の評価項目「②実施体制及び運営」の評価得点が高いものを受託候補者とする。

イ 上記アの得点と同じ場合

評価表の評価項目「③個人情報の取扱い」の評価得点が高いものを受託候補者とする。

ウ 上記ア及びイ両方の得点と同じ場合

くじ引きにより、受託者を決定する。

### 2 評価得点について【500点満点】

#### (1) 評価項目及び配点

評価表に基づき採点を行う。

#### (2) 評価方法

ア 評価得点の考え方

評価対象の各項目を下記5段階で評価する。

判定	評価基準	項目評価点
A	優秀である／高度の能力を有している	10点
B	満足できる／高度の能力を有している	7点
C	平均的である	5点
D	物足りなさを感じる／能力が若干乏しい	3点
E	全く満足できない／任せることが不安	0点

イ 評価方法について

5つの各評価項目に対し、上記表の評価基準を基に判定を行う。

ウ 評価得点の計算方法

① 評価得点＝各判定に基づく項目評価点×各項目の評価係数

エ 採点方法

評価表に基づき、各審査者が採点した評価得点を合計し採点を行う。

オ 評価得点について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

### **3 選定者**

プロポーザルの選定を行う者は次のとおりとする。

- ・保健福祉局障害保健福祉推進室在宅福祉課長
- ・保健福祉局障害保健福祉推進室企画係長
- ・保健福祉局障害保健福祉推進室在宅福祉第二係長
- ・その他、保健福祉局障害保健福祉推進室長が必要と認めるもの